

国道１２１号日光川治防災トンネル技術検討委員会

規約

（名 称）

第 1 条 本委員会の名称は「国道１２１号日光川治防災トンネル技術検討委員会」（以下「委員会」という）とする。

（目 的）

第 2 条 委員会は、国道１２１号日光川治防災事業における直轄権限代行区間のトンネルを整備するにあたり、トンネル計画・施工等に関する技術的課題への対応策の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第 3 条 委員会は、トンネル計画・施工に関する技術的課題への対応策について検討する。主な検討事項は以下のとおり。

- （１）近接施工による既設トンネル（３本）への影響を低減・回避するために必要な調査・対策の検討、施工上の配慮の検討
- （２）湧水によるダム水位への影響及びトンネル施工への影響を低減・回避するために必要な調査・対策の検討、施工上の配慮の検討
- （３）トンネル掘削による大規模崩壊地への影響を低減・回避するために必要な調査・対策の検討、施工上の配慮の検討
- （４）その他必要な事項

（構 成）

第 4 条 委員長及び委員は、別紙のとおりとする。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員の変更または追加を行うことができる。

（第三者性）

第 5 条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、委員会の検討事項が完了するまでとする。

(開 催)

- 第 7 条 委員会は、委員長の了解を得て事務局が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
 - 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 委員長は、必要に応じ、第 4 条に掲げる委員以外をオブザーバーとして出席を求めることができる。

(委員の代理出席)

- 第 8 条 関係行政機関の委員に限り、代理人を出席させることができる。

(守秘義務)

- 第 9 条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

- 第 10 条 委員会は非公開とする。
- 2 委員会の設立趣意書、規約・委員名簿、議事概要については宇都宮国道事務所ホームページにて公表とする。
 - 3 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事 務 局)

- 第 11 条 委員会の事務局は、国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所に置く。

(そ の 他)

- 第 12 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則 この規約は令和 7 年 10 月 8 日から施行する。

国道121号日光川治防災トンネル技術検討委員会

委員名簿

委員長	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	大島 洋志	(一社)日本応用地質学会 名誉会員
委員	河田 皓介	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 助教
委員	日下 敦	(国研)土木研究所 道路技術研究グループ トンネルチーム上席研究員
委員	清木 隆文	宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科 准教授
委員	藤原 浩巳	宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科 教授
委員	真下 英人	(一社)日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長
委員	折原 正則	野岩鉄道(株) 常務取締役 鉄道部長
委員	橋本 達雄	栃木県 県土整備部 交通政策課 課長
委員	日原 順	栃木県 県土整備部 日光土木事務所 参事兼所長
委員	笹木 和彦	国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 所長
オブザーバー	大橋 崇之	日光市 建設部 部長
オブザーバー	太田 敏之	国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長

※委員(有識者)は五十音順